

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(令和元年六月二六日法律第四三号) (参)

一、提案理由 (令和元年五月二九日・参議院議院運営委員会)

○委員以外の議員 (岡田直樹君) ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党・国民の声、公明党及び無所属クラブを代表して、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

昨年の常会での参議院議員の選挙制度に関する公職選挙法の改正に際し、本院の政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において、「定数の増加に伴い、参議院全体の経費が増大することのないよう、その節減について必要かつ十分な検討を行うこと。」との附帯決議が行われております。本法律案は、参議院に係る経費の節減の必要性を踏まえ、参議院議員が、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納することができるようにするものであります。

次に、本法律案の主な内容を御説明申し上げます。

第一に、参議院議員が、本年八月一日から令和四年七月三十一日までの間において、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職の候補者等の寄附を禁止する公職選挙法第九十九条の二の規定は適用しないこととするとともに、これにより歳費を国庫に返納するに当たっては、返納の措置が参議院に係る経費の節減に資するためのものであることに留意し、月額七万七千円を目安とするものとしております。

第二に、参議院議員の歳費の国庫への返納が参議院に係る経費の節減の必要性を踏まえ認められるものであることに鑑み、参議院全体としてこれに取り組むよう努めるとともに、参議院に係る経費の節減については、更に検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとするを本法律の附則で規定しております。

なお、本法律の施行期日は、本年八月一日としております。

以上が、本法律案の提案の趣旨及び主な内容でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告 (令和元年六月五日)

○末松信介君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、岡田直樹君外四名発議の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 (参第二六号) は、参議院に係る経費の節減の必要性を踏まえ、令和四年七月三十一日までの間において、参議院議員の歳費の一部に相当する額の返納による国庫への寄附について公職選挙法の寄附禁止の規定を適用しないこととすること等により、参議院議員が、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納することがで

きるようにするものであります。

…………… (略) ……………

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、発議者等に対し質疑を行いました。その内容は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、立憲民主党・民友会・希望の会の斎藤嘉隆理事より参第二九号に賛成、参第二六号及び参第三号に反対、公明党の宮崎勝委員より参第二六号に賛成、日本維新の会・希望の党の東徹理事より参第二六号に反対、日本共産党の井上哲士委員より三法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、参第三号及び参第二九号はそれぞれ賛成少数により否決すべきものとし、参第二六号は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院議院運営委員長報告（令和元年六月一八日）

○高市早苗君 ただいま議題となりました法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、参議院に係る経費の節減の必要性を踏まえ、令和四年七月三十一日までの間において、参議院議員の歳費の一部に相当する額の返納による国庫への寄附について公職選挙法の寄附禁止の規定を適用しないこととすること等により、参議院議員が、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納することができるようにするものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、昨十七日本委員会に付託され、同日参議院議員岡田直樹君から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、質疑を行い、質疑終局後、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。